

# 相続等により農地の権利を取得したら 農業委員会へ届出てください！

農地は食料生産の基盤として大切な資産です。この資産を将来に受け継いでいくためにも、農地の権利者（管理者）を届けておくことが義務付けられています。

## 相続等により農地の権利を取得したときは・・・

相続した農地のある市町村の農業委員会へ届出が必要です。

届出は、被相続人が死亡したことを知った日から10か月以内（相続登記をしてから10か月以内ではありませんので注意！）にお願いします。

届出をしなかったり、虚偽の届出をした者は、10万円以下の過料に処せられます。

### 【農地を相続する際の注意事項】

農地を相続する際に、安易に共有名義にすると、兄弟であっても後になってもめ事が発生したり、管理の押し付け合いになったりしてトラブルになる場合があります。

農地を相続する際は、共有名義は避け、筆毎で相続人を1人に限定しましょう。

（トラブル事例）

仲の良かった兄弟が共有で相続していた農地について、兄が病気で亡くなり兄の妻が相続した。

その後は弟が農地を管理していたが、弟もしばらくして亡くなり、結婚して東京で働いている弟の子どもが相続した。

結果、疎遠になり農地の管理を押し付け合う事から遊休農地になった。



農地を相続  
したんだけど、  
どうしたら  
いいんだろう？

（お問合せ・届出先）

**田尻町農業委員会**

〒598-8588

大阪府泉南郡田尻町嘉祥寺375番地1

TEL. 072-466-5008

FAX. 072-466-5025

※届出の際は、農業委員会の窓口までお越しください。

また、土地改良区及び水利組合への届出も、併せてお願いします。

## 農地法第3条の3の規定による届出 提出書類一覧

### (相続等による農地取得の届出)

必要書類	部数
農地法第3条の3の規定による届出書 (農地の相続等の届出書)	1部
委任状(代理人が提出する場合)	1部

#### 《注意事項》

- ・提出期限は、被相続人が死亡したことを知った日から10か月以内(相続登記をしてから10か月以内ではありませんので注意)又はその他の事由で権利を取得した場合は権利を取得した日から10か月以内です。
- ・登記地目が農地のものは、全て届出の対象です。
- ・権利を取得した者ごとに届出が必要です。